

空き家に関する支援制度一覧

市町村名:下仁田町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	融資・ 利子補給 (助成)	下仁田町空家等利活用支援事業	「下仁田町空家バンク制度」に登録された空家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備	「下仁田町空家バンク制度」に登録された空家等を、下記のいずれかの目的で利活用しようとする空き家所有者、または空家等の所有者から空家等を借り受ける、又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人 1. 5年以上、下仁田町へ住民登録し、かつ、生活の本拠として定住 2. 5年以上下仁田町で事業を継続 3. 5年以上下仁田町を拠点として二地域間居住	事業の実施に要する経費の2分の1以内(1件当たりの補助金は100万円を限度額)					企画課	0274-64-8809(直通)	http://www.town.shimoni-ta.lg.jp/m02/m12/m02/index.html	
老朽空き家等対策事業	融資・ 利子補給 (助成)	下仁田町老朽空家除却補助	住民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、町内の老朽化し倒壊などのおそれのある空家等を除却する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する	老朽化した空家等を除却する者 1 補助対象経費が200,000円以上であること。 2 アパートの用途で建築した建物でないこと。 3 空家に抵当権が設定されていないこと。 4 町内事業者が施工する除却工事であること。	事業の実施に要する経費の2分の1以内(1件当たりの補助金は20万円を限度額)					保健課	0274-82-5490	http://www.town.shimoni-ta.lg.jp/hoken-kankyo/m01/m02/m08/04.html	
その他	融資・ 利子補給 (助成)	空き家等利活用片づけ事業補助金	空き家等の片付け実施に要する経費 ・ごみ処理手数料 ・特定家庭用機器リサイクル料金 ・廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託料等 ・敷地内の樹木伐採 ・草刈等の環境整備にかかる経費 ※補助対象事業の実施業者は、町内に事務所、事業所を有する法人、個人事業所に限る。	個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、下記に該当する方 1. 空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方(3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。) 2. 空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家等所有者 ※1 対象となる空き家等は「下仁田町空家バンク制度」に2年以上の登録が必要 ※2 申請時において市区町村住民税等を滞納していない方	補助対象経費の2分の1以内の額(10万円を限度)					企画課	0274-64-8809(直通)	http://www.town.shimoni-ta.lg.jp/m02/m12/m02/index.html	
その他	融資・ 利子補給 (助成)	下仁田町空家等利活用支援事業	「下仁田町空家バンク制度」に登録された空家等を利用して実施する改修及び事業に付帯する設備、備品等の整備	「下仁田町空家バンク制度」に登録された空家等を、下記のいずれかの目的で利活用しようとする空き家所有者、または空家等の所有者から空家等を借り受ける、又は購入する個人、企業、地域自主組織、NPO法人 1. 5年以上、下仁田町へ住民登録し、かつ、生活の本拠として定住 2. 5年以上下仁田町で事業を継続 3. 5年以上下仁田町を拠点として二地域間居住	事業の実施に要する経費の2分の1以内(1件当たりの補助金は100万円を限度額)					企画課	0274-64-8809(直通)	http://www.town.shimoni-ta.lg.jp/m02/m12/m02/index.html	
その他	融資・ 利子補給 (助成)	空き家等利活用片づけ事業補助金	空き家等の片付け実施に要する経費 ・ごみ処理手数料 ・特定家庭用機器リサイクル料金 ・廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託料等 ・敷地内の樹木伐採 ・草刈等の環境整備にかかる経費 ※補助対象事業の実施業者は、町内に事務所、事業所を有する法人、個人事業所に限る。	個人、企業、地域自主組織、NPO法人で、下記に該当する方 1. 空き家バンク制度を利用して、空き家等の購入又は2年以上の賃貸借の契約を締結した方(3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。) 2. 空き家バンク制度に登録又は登録を行おうとする空き家等所有者 ※1 対象となる空き家等は「下仁田町空家バンク制度」に2年以上の登録が必要 ※2 申請時において市区町村住民税等を滞納していない方	補助対象経費の2分の1以内の額(10万円を限度)					企画課	0274-64-8809(直通)	http://www.town.shimoni-ta.lg.jp/m02/m12/m02/index.html	